

北しりべし広域クリーンセンター
次期運営委託業務
実施方針

令和2年10月

北しりべし廃棄物処理広域連合

北しりべし広域クリーンセンター 次期運営委託業務 実施方針

目次

1. 業務内容に関する事項.....	1
2. 民間事業者が実施する業務の範囲.....	4
3. 当広域連合が実施する業務の範囲.....	4
4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
5. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項....	12
6. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	13
7. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	13
8. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	13
9. その他事業の実施に関し必要な事項.....	14

添付資料1 リスク分担表

用語の定義

実施方針において用いる用語を以下のとおり定義する。

用 語	定 義
本 業 務	北しりべし広域クリーンセンター次期運営委託業務をいう。
本 施 設	北しりべし広域クリーンセンター ごみ焼却施設及びリサイクルプラザを総称していう。
当 広 域 連 合	北しりべし廃棄物処理広域連合をいう。
ごみ焼却施設	本施設のうち、処理対象ごみを焼却処理する施設をいう。
リサイクルプラザ	本施設のうち、処理対象ごみを破碎選別処理する施設をいう。
処 理 対 象 ご み	当広域連合を構成する6市町村（小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村）から排出され、本施設に搬入される可燃ごみ（生活系及び事業系）、生活系の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物（缶・びん・ペットボトル・プラ製容器包装など）及び資源ごみ処理後の残さ（可燃物）をいう。
副 生 成 物	ごみ焼却施設から発生する主灰処理物（焼却灰）、ダスト処理物（集じん灰）及びリサイクルプラザから発生する破碎鉄、破碎アルミ、破碎残さ、スチール缶、アルミ缶、各色びん、ペットボトル圧縮梱包品、プラ製容器包装（ベール品）などの総称をいう。
募 集 要 項	本業務のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、基本協定書案、運營業務委託契約書案などの資料をいう。
基 本 協 定	優先交渉権者決定後、運營業務委託契約の締結に向けて、当広域連合と優先交渉権者が締結する協定をいう。
運營業務委託契約	本施設の次期運営委託業務を行うため、基本協定に基づき、当広域連合と応募者が締結する契約をいう。
応 募 者	本業務の公募に応募する単体の民間事業者もしくは複数の企業で構成される応募グループをいう。
民 間 事 業 者	本業務において長期包括運営委託事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
代 表 企 業	単独で本業務に参加する場合には、その民間事業者を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続等を行う民間事業者をいう。
協 力 企 業	本業務を実施する企業のうち、その一部を代表企業から請け負うことを予定している民間事業者をいう。
選 定 委 員 会	本業務の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、当広域連合が設置する学識経験者等の有識者等で構成される公募型プロポーザル選定委員会をいう。

1. 業務内容に関する事項

1) 業務内容

(1) 業務名称

北しりべし広域クリーンセンター一次期運営委託業務

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)

(3) 公共施設の管理者の名称

広域連合長 迫 俊哉

(4) 業務目的

当広域連合の構成市町村から排出される処理対象ごみについて、15年間にわたり、本施設において適正(安定的、経済的、衛生的かつ安全)に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的として、民間事業者に包括的に委託するものである。

(5) 業務概要

ア 運営期間

① 運営準備期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

② 運営期間：令和4年4月1日から令和19年3月31日まで

イ 対象施設

① ごみ焼却施設

② リサイクルプラザ

③ 計量棟2棟

④ スラグストックヤード棟

⑤ 外構設備

表 1.1 本業務の対象施設【ごみ焼却施設】

施設稼働年度	平成 19 年 4 月	
敷地面積	約 52,826 m ² (リサイクルプラザを含む)	
建築面積	約 6,100 m ²	
延床面積	約 15,657 m ²	
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
炉形式	焼却設備	全連続燃焼式ストーカ炉
	灰溶融設備【休止中】	電気式灰溶融炉
施設規模	焼却設備	197 t/日 (98.5 t/24h×2 炉)
	灰溶融設備【休止中】	15 t/24h (2 基交互運転)
焼却設備	計量設備	トラックスケール (リサイクルプラザと供用)
	受入・供給設備	ピット&クレーン
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラー式
	排ガス処理設備	有害ガス除去 (乾式) + 薬剤噴霧 + バグフィルタ + 触媒脱硝
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電設備 (1,990 kW / 非常用発電設備を除く) 場内給湯
	給水設備	生活用: 上水 プラント用: 上水
	排水処理設備	プラント排水: 循環再利用 (無放流) ごみ汚水: 炉内噴霧 生活排水: 合併浄化槽にて処理後放流
	焼却灰処理設備	薬剤処理
	集じん灰処理設備	加熱脱塩素化 + 薬剤処理
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散形制御システム
	灰溶融設備 【休止中】	前処理設備
溶融設備		電気式溶融炉
ガス冷却設備		空気希釈式
排ガス処理設備		バグフィルタ
通風設備		平衡通風方式
スラグ・メタル冷却設備		スラグ: 水砕方式 メタル: 水冷方式
スラグ・メタル搬出設備		コンベア・ヤード方式
煙突	煙突高	59 m
構成施設	工場棟、計量棟 2 棟 (リサイクルプラザと供用)、スラグストックヤード棟、外構設備 (リサイクルプラザと供用)	

表 1.2 本業務の対象施設【リサイクルプラザ】

施設稼働年度		平成 19 年 4 月
敷地面積		約 52,826 m ² (ごみ焼却施設を含む)
建築面積		約 6,069 m ²
延床面積		約 11,460 m ²
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
施設規模	不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	36.0 t/5h
	缶系統設備	2.4 t/5h
	びん系統設備	6.0 t/5h
	ペットボトル系統設備	1.3 t/5h
	紙パック系統設備【休止中】	0.3 t/5h
	プラ製容器包装系統設備	6.7 t/5h
	紙製容器包装系統設備【休止中】	2.5 t/5h
	新聞・雑誌・ダンボール系統設備【休止中】	18.6 t/5h
	蛍光管系統設備	1,000 本/h 以上
電池類系統設備	—	
不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	受入供給設備	ピット&クレーン及び直接投入併用方式
	破碎設備	低速回転式破碎機 高速回転式破碎機
	選別設備	機械選別 (鉄類・アルミ類・残さ類)
	搬出設備	鉄アルミ圧縮機
缶系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋・除袋機
	破碎設備	スプレー缶破碎機
	選別設備	磁選機 アルミ選別機
	搬出設備	スチール缶圧縮機 アルミ缶圧縮機 ヤード貯留
びん系統設備	受入供給設備	人手による破袋及び生きびん回収
	選別設備	手選別
	搬出設備	ヤード貯留
ペットボトル系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋・除袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
紙パック系統設備【休止中】		ヤード貯留
プラ製容器包装系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
紙製容器包装系統設備【休止中】	受入供給設備	直接投入方式 破袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
新聞・雑誌・ダンボール系統設備【休止中】		ヤード貯留
蛍光管系統設備		蛍光管破碎機 ヤード貯留
電池類系統設備		ヤード貯留
その他設備		袋類処理設備 残さ処理設備
構成施設		工場棟 (プラザ棟を含む)

(6) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本業務を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守すること。

(7) 事業選定スケジュール（予定）

1)	実施方針の公表	令和2年	10月
2)	公募型プロポーザルの公告	令和3年	4月
3)	優先交渉権者の決定	令和3年	11月中
4)	基本協定の締結	3)の後速やかに	
5)	契約詳細の協議	令和3年	12月
6)	運營業務委託契約の締結	令和3年	12月末
7)	長期包括運営委託	令和4年	4月1日
～令和19年3月31日			

2. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- 1) 民間事業者は、当広域連合と締結する運營業務委託契約及び当広域連合が定める要求水準並びに関係法令等に基づき本施設の運営を行う。
- 2) 民間事業者は、本業務に必要な体制を組織した上で運転管理業務、計量・搬入管理業務（令和6年度以降）、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、副生成物運搬業務（リサイクルプラザのみ）、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃、植栽管理及び除雪業務、その他当広域連合の実施する事業への協力等を含む）を行う。

3. 当広域連合が実施する業務の範囲

当広域連合が実施する主な業務は次のとおりとする。

- 1) 搬入管理
当広域連合は、令和5年度末まで本施設に搬入される処理対象ごみの計量・搬入管理業務を行う。
- 2) 本業務の監視
当広域連合は、運営期間中において、本業務の実施状況の監視を行う。
- 3) 副生成物の運搬及び処分
当広域連合は、運営期間中に本施設から排出される副生成物の運搬及び処分を行う（ごみ焼却施設のみ）。
- 4) 有価物の売却
当広域連合は、運営期間中に本施設から発生する副生成物のうち有価物の売却を行う。

なお、有価物の売却による収入は全て当広域連合に帰属する。

5) 売電

当広域連合は、運営期間中に本施設で発電した電気を当広域連合が選定・契約する小売電気事業者へ売電を行う。なお、売電による収入は全て当広域連合に帰属する。

6) 住民への対応

当広域連合は、運営期間中に周辺住民からの意見や苦情について適切な対応を行う。なお、民間事業者は当広域連合に協力するものとする。

4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1) 募集及び選定スケジュール（予定）

当広域連合は、民間事業者が募集要項に規定する本業務に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から当広域連合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

公募型プロポーザル方式による事業者選定スケジュール（予定）

No.	項 目	日 程
1	公募の公告	令和3年 4月上旬
2	募集要項の配布開始	令和3年 4月上旬
3	資格審査に係る質問の受付締切	令和3年 5月上旬
4	資格審査に係る質問への回答	令和3年 5月中旬
5	資格審査申請書の受付締切	令和3年 5月中旬
6	資格審査の実施	令和3年 5月下旬
7	資格審査結果の通知	令和3年 5月下旬
8	募集要項に関する質問受付締切	令和3年 6月上旬
9	募集要項に関する質問への回答	令和3年 6月中旬
10	競争的対話の実施	令和3年 6月下旬
11	技術提案書・価格提案書等の提出	令和3年 8月中旬
12	基礎審査の実施	令和3年 9月上旬
13	非価格要素及び価格審査	令和3年 11月上旬
14	総合的な評価の実施	令和3年 11月上旬
15	優先交渉権者の選定	令和3年 11月中旬
16	基本協定の締結	No. 15の後速やかに
17	契約詳細の協議	令和3年 12月中
18	見積合せ	令和3年 12月末
19	運營業務委託契約の締結	令和3年 12月末

2) 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、当広域連合は応募者の資格を確認するために資格審査を実施する。

当広域連合は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は単独の応募企業又は本業務を実施する予定の複数企業で構成される応募グループとする。

イ 応募グループにあつては、本施設の主たる運営を担う企業が代表企業となり、本業務に関する応募手続を行うものとする。

ウ 代表企業の変更、応募グループを構成する民間事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると当広域連合が認めた場合は、この限りではない。

エ 応募者又は応募グループを構成する民間事業者が、他の応募者又は応募グループを構成する民間事業者となることは認めない。

オ 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業又は応募グループを構成する民間事業者となることはできない。

カ 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。

(2) 民間事業者の参加資格要件

本業務に応募する民間事業者は、次に定める参加資格要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ いずれかの構成市町村の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 資格審査申請書の提出期限から民間事業者の特定の日（優先交渉権者選定時点）までにおいて、委託者工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 3 月 25 日 告示第 41 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 構成市町村が定める暴力団の排除の推進に関する条例に該当しない者であること。

オ 令和 3 年 4 月 1 日時点で法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む）、地方税を滞納していない者であること。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていないこと。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始決定がされていないこと。

ケ 委託者から本業務に関するアドバイザー業務を受託している一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体と本業務において提携関係にあるもの又はこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

(3) 本施設の主たる運営を担う民間事業者の要件

応募者のうち、本施設の主たる運営を担う民間事業者は以下の要件をすべて満たすこととする。

ア 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設について、本施設と同種同規模のごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力 197 t/日以上かつ 1 炉あたり 98.5 t/日以上、ボイラ・タービン式発電設備を有する）で 3 年以上の長期包括運営委託実績（※）を 2 件以上有していること。

イ 過去 10 年間に地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設の建設事業について、本施設と同種同規模のごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力 197 t/日以上かつ 1 炉あたり 98.5 t/日以上、ボイラ・タービン式発電設備を有する）を元請けとして設計・施工した実績を 2 件以上有すること又はその実績を有する企業の関連会社であり、設計・施工経験に基づくごみ処理施設運転・維持管理業務についての技術支援を受けることができること。

ウ 地方公共団体の管理する一般廃棄物処理施設について、破碎・選別施設（破碎処理、機械選別、圧縮梱包設備を有する）で 3 年以上の長期包括運営委託実績（※）を 2 件以上有していること。

※包括運営とは、「処理対象ごみの受入（収集を除く）、施設の運転・維持管理・修繕、環境規制項目の測定、場内で使用する薬品の購入、場内清掃」すべてを含む業務をいう。

エ アの施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

3) 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行う。

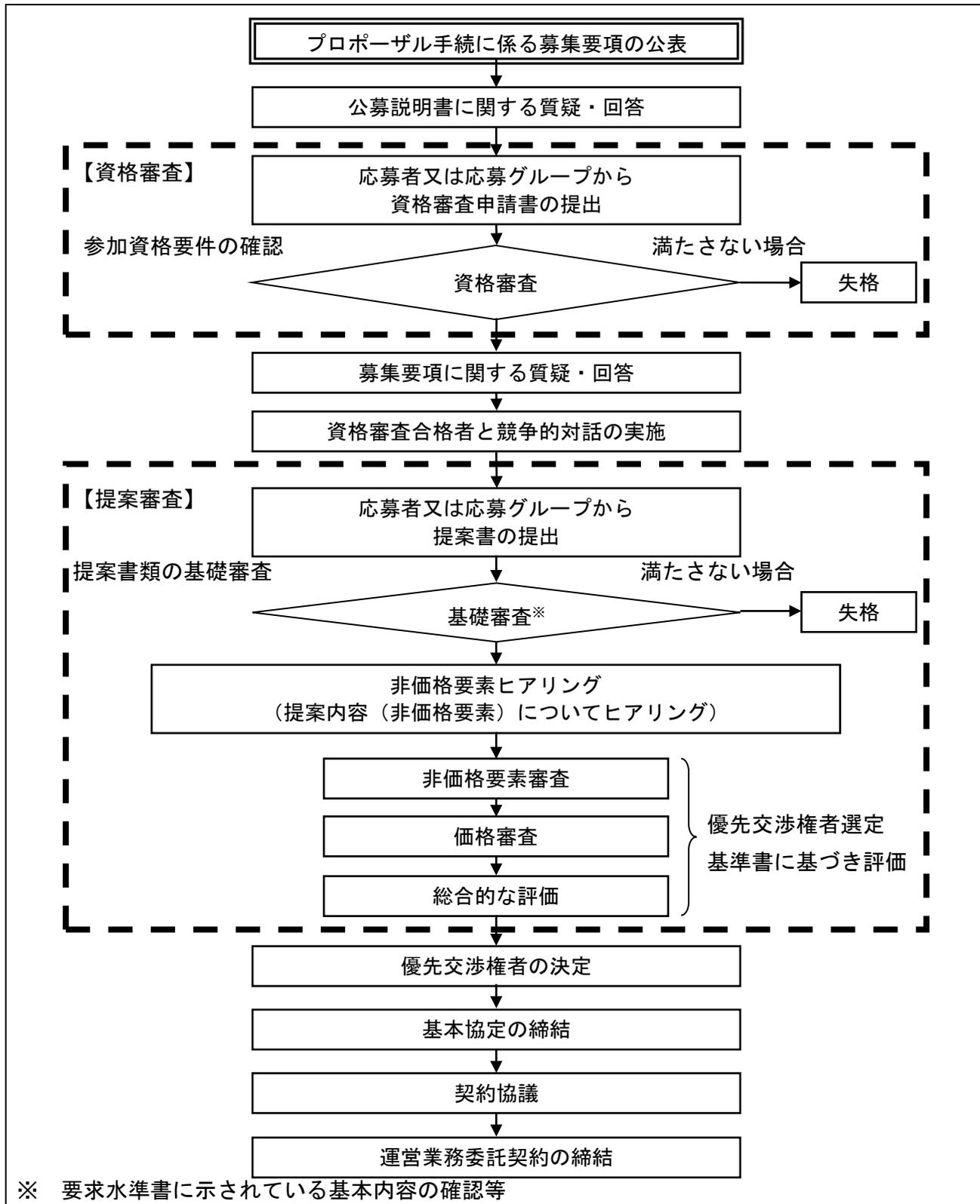


図 民間事業者の選定フロー

4) 選定委員会の設置

当広域連合は、本業務の事業者選定にあたり地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、学識経験者等の有識者等により構成する「公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、意見を聴取する。

(1) 優先交渉権者選定基準

優先交渉権者選定基準は現時点において以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示すこととする。

ア 価格要素

- ・本施設の運営費（人件費、運転経費、維持管理費、諸経費等）

イ 非価格要素

- ・運営、維持管理体制についての考え方
- ・安全、安定的なごみ処理についての考え方
- ・経済的かつ効率的な運営業務についての考え方
- ・事故、災害などのリスク管理及び対応についての考え方
- ・地域、社会、環境への貢献についての考え方

(2) 審査方法

以下の手順で民間事業者の審査を行うこととする。審査に当たっては、選定委員会において評価・審査し、その結果を受けて、当広域連合が優先交渉権者を選定することとする。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

ア 資格審査

- 提出書類：① 資格審査申請書
② 公募型プロポーザル参加資格確認資料

応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が「2. 応募者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認及び本業務に対する基本的な考え方等についての確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の提案審査に参加できることとする。なお、資格審査結果は、各応募者に対して通知する。

イ 提案審査

- 提出書類：① 業務計画書
② 運営業務委託提案書
③ 非価格要素提案書
④ 価格提案書

ウ 基礎審査

基礎審査では、資格審査を合格した応募者から提出された提案書について当広域連合の要求する水準を満足することを確認する。

エ 非価格要素審査及び価格審査

基礎審査において当広域連合の要求する性能要件を満たすと判断した応募者の非価格要素審査及び価格審査を実施する。

非価格要素審査として、応募者の提案のうち、前項の審査基準に従い選定委員会において評価を行う。なお、評価に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。審査基準の詳細等については、募集要項に示す。

価格の点数化方法等については、募集要項に示す。

オ 総合的な評価

総合的な評価は選定委員会が、ア. の非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合評価点を算出し、順位をつけて当広域連合に通知する。総合評価点の算出方法等については、募集要項に示す。

(3) 審査結果の公表

当広域連合は、選定委員会の通知を受けて、優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。また、各応募者に対して通知する。

(4) 優先交渉権者の失格

応募企業又は応募グループの構成企業が、優先交渉権者決定から契約締結までに、当広域連合との運營業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。

イ 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

5) 民間事業者の選定及び非選定

(1) 当広域連合と優先交渉権者は、募集要項に基づき基本協定を締結する。ただし、優先交渉権者の事由により基本協定の締結ができなかった場合は、総合的な評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

(2) 民間事業者の募集において応募者がいなかった等の理由により民間事業者を選定しなかった場合、この旨を速やかに公表する。

(3) 契約手続

当広域連合と優先交渉権者は、基本協定に基づき運營業務委託契約を締結する。

6) 著作権

本業務の応募手続に際して、民間事業者が提出する提案書の著作権は応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、当広域連合は、応募者と協議の上、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

7) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

5. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1) 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能(性能要件)が十分発揮できるよう本業務を行うこととする。

2) 想定されるリスク及び分担

本業務におけるリスク分担の考え方は、添付資料①「リスク分担表」によるものとする。なお、詳細については募集要項に示す。

3) 当広域連合による事業の実施状況の監視

(1) 運営期間

当広域連合は、本業務の運営状況について監視を行う。また、契約図書(要求水準書、提案書、基本協定書、運營業務委託契約書)に定められた条件を満たしていない、又は本施設の性能を十分に発揮できていないと判断された場合には、当広域連合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき民間事業者は必要な措置を講じることとする。

(2) 運営期間の終了時

当広域連合は、本施設が基本性能を満たしているか確認を行う終了時検査を行うことができる。終了時検査の主な内容は処理能力に関する検査、公害防止条件に関する検査、

プラント機械・電気設備に関する検査、建築機械・電気設備に関する検査、その他必要な検査とし、その詳細は、当広域連合と民間事業者との協議により定めるものとする。

6. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、当広域連合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、運営業務委託契約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、仲裁法の定めに従って解決を図るものとする。

7. 運営の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本業務は、各契約に規定される条件に基づいて、契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため運営委託業務契約書には、本施設の運営が困難になった場合（事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を示し、その規定に従い対応することとする。

特に民間事業者の責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、民間事業者が再び運営を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、当広域連合は民間事業者に一定の回復期間を与えて、民間事業者の遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は、民間事業者の遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、当広域連合は運営業務委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとする。

8. 財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 財政上及び金融上の支援などに関する事項

本業務については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等を行わない。

2) その他の支援に関する事項

本業務の実施に必要な許認可に関し、当広域連合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、当広域連合と民間事業者で協議により対応策を検討する。

9. その他運営の実施に関し必要な事項

1) 特定部品の供給

当広域連合は、運営期間中、既設プラントメーカーである日立造船株式会社、現運営事業者と特定部品の供給に関する協定を結ぶ。特定部品のリストについては、募集要項にて示すものとする。

2) 実施方針に関する問い合わせ先

(1) 実施方針に関する意見・質問の受付

本業務に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、様式1号の「北しりべし広域クリーンセンター次期運営委託業務 実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより、下記期限までに提出すること。なお、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

また、本施設等への見学等については、要望に応じて対応する。

(意見・質問書の提出先)

北しりべし廃棄物処理広域連合

E-mail : info@kitasiribesi-kouikirengo.jp

(意見・質問書の提出期限)

令和2年 11月 12日 (木) 午後5時まで

(2) 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに当広域連合のウェブサイトにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本業務に直接関係するもので、当広域連合が必要と認めたもののみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限らない。

公表ウェブサイト

URL : <http://www.kitasiribesi-kouikirengo.jp>

(意見・質問への回答期限)

令和2年 11月 27日 (金) 午後5時まで

ア 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

イ 問い合わせ先

北しりべし廃棄物処理広域連合

担 当 : 鈴木・藤田・黒田

E-mail : info@kitasiribesi-kouikirengo.jp

T E L : 0134-28-3753

F A X : 0134-28-2177

北しりべし広域クリーンセンター次期運営委託業務 リスク分担表

期間	リスク項目	リスクの内容	負担者		リスクの詳細
			連合	事業者	
基本 事 項	政治リスク	政治・政策変更などによる契約変更	○		国策による廃棄物行政の変更等に係る費用増
	制度・法令の変更リスク	事業に直接関係する制度・法令の変更	○		本事業に特別又は類型的に関係する法令、制度、許認可等の変更(新たな法規制リスク、ごみ分類の定義リスク、分析項目増加リスクを含む)。当該法令等が変更された場合に事業者の事業に直接的な影響が生じる法制度・令の変更
	税制度変更リスク	事業者の利益に係る税制度の変更		○	法人税、法人事業所税等事業者の利益に係る税制後の変更
		上記以外の税制度の変更	○		消費税等に係る税制度の変更
	物価変動リスク	物価変動に係る運営費の増大	○		インフレやデフレなどにより、一定の範囲を超えた物価変動による運営費の増減については、エスカレーションによる毎年度運営費の見直しにより運営費の修正を行う。但し、著しい経済環境の変動等によって委託費改定のルールをもって事業者の損害等が回復されない事態は不可抗力扱いとする。
				○	一定の範囲内における物価変動による運営費の増減
	住民対応リスク	施設設置・施設稼働に対する住民反対、訴訟問題	○		住民反対運動、訴訟等に伴う管理強化等による操縦停止、費用増大
		施設運営に対する住民反対、訴訟問題		○	施設の運営方法等について事業者の帰責事由により住民問題が生じた場合
	第三者賠償リスク	騒音、振動、地盤沈下、臭気及び第三者への損害に関するもの(事業者の帰責事由による)		○	施設運営上、事業者の帰責事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気及び第三者への損害が生じた場合は事業者により第三者への損害賠償を行う(例:運営時における施設運転従事者のヒューマンエラーに起因する事故などにより賠償が発生した場合)
		上記以外で連合の帰責事由の場合(連合の帰責事由による)	○		上記を除く、連合の帰責事由により第三者への損害が生じた場合には、連合により損害賠償を行う
	本事業の中止・延期リスク	連合の帰責事由により供用開始の遅延、債務不履行及び連合の指示によるもの	○		手続きの遅れ(支払いの遅延)など
		事業者の帰責事由により供用開始の遅延、債務不履行及び事業者の事業放棄、破綻		○	民間事業者が事業を継続できなくなった場合など
	デフォルトリスク	連合の帰責事由による契約解除	○		連合の帰責事由により契約解除が行われた場合、契約解除により事業者が生じた損害を賠償(遺失利益を含む)する
事業者の帰責事由による契約解除			○	事業者の帰責事由により契約解除が行われた場合、契約解除により連合に生じた損害を賠償する	
不可抗力リスク	天災、暴動等による事業の変更、中止、延期	○		連合、事業者のいずれの責めにも帰することのできない事由で、暴風雨・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・騒乱・暴動・第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものによる。(制度・法令・税制変更は除く)但し、損害額が一定の範囲内については、民間事業者が対応する	

期間	リスク項目	リスクの内容	負担者		リスクの詳細
			連合	事業者	
運 営 事 項	計画変更リスク	連合の指示、帰責事由による計画変更	○		連合の指示、帰責事由による業務内容の変更、施設用途の変更等による費用の増大
	供給リスク	計画ごみ量が確保できない等、受入廃棄物の量の変動	○		受入廃棄物の量の変動による委託費の変動については、変動費により受入廃棄物の量の変動にあわせて支払いを行う。固定費に影響が生じるような量の変動が生じる場合は、協議により委託費の改定を行う。
	性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○		受入廃棄物の性状が計画ごみ質と異なること(質的基準未達)による運営費の増大、事故の発生、運転停止
		処理不適合による施設損傷によるもの		○	事業者が受入廃棄物における処理不適合に関して善管注意義務を怠ったために生じた運営費の増大、事故の発生、運転停止
	運営費上昇リスク	連合の帰責事由に起因する運営費の増大	○		連合の帰責事由による業務内容・用途の変更等(処理対象物の変更等を含む)に起因する運営費の増大
		上記及び物価以外の要因によるもの		○	上記及び物価以外の事業者の帰責事由による運営不備に起因する運営費の増大
	性能リスク	業務要求水準不適合(施設の性能・維持確保に関するもの)		○	事業者の帰責事由による施設の運転・用役・維持管理の不備に起因する性能未達、運営費の増大
		制度・法令変更等の規制強化による業務要求水準不適合	○		制度・法令変更により、要求水準を上回る性能が要求される場合の設備改造等
		事業期間中における基幹的設備改良工事範囲における瑕疵に係るリスク	○		基幹的設備改良工事による性能未達 基幹的設備改良工事の建設工事請負契約に基づき基幹的設備改良工事請負企業が改造・補修の負担を負うものとする。
		建設瑕疵に起因する業務要求水準不適合	○		建設瑕疵による性能未達 建設工事請負契約に基づき建設企業が改造・補修の負担を負うものとする。
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故、火災等による施設の損傷(凍結による施設の損傷を含む)		○	事業者の帰責事由による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
			○		上記以外による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
	事故発生リスク	施設の運営・維持管理業務での事故発生		○	事業者の帰責事由による事故に関する修復等に係る費用
			○		事業者の帰責事由以外による事故に関する修復等に係る費用
環境保全リスク	環境に影響を及ぼす場合		○	事業者の帰責事由により周辺環境の悪化、環境基準の未達により現状復帰に係る費用	
		○		事業者の帰責事由以外により周辺環境の悪化、環境基準の未達により現状復帰に係る費用	